

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第10回）」
議事要旨**

○日時

令和5年9月15日（金）8時30分～10時30分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、興津征雄委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、松本真由美委員

○オブザーバー

山梨県 加藤栄佐環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 松本仁一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 菅弘史郎部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（１）説明会等の認定要件化に関する詳細設計②などの再エネの長期電源化・地域共生に係る論点

委員からの主な意見は以下のとおり。

論点１：資料１のうち「（１）説明会等の認定要件化」

- ・ 地域の懸念に長期的に対応するために、本WGの前回会合では認定時だけでなくその後の機会における制度設計についても議論をした。今回の事務局案にある説明会後の質問回答や通報フォームはこの観点で重要。今後通報フォーム等を通して

実態が把握できてくると思うので、それを踏まえてガイドライン等で例示を行い、定期的に見直しを行ってほしい。

- ・ 「周辺地域の住民」の範囲に関して事業者が自治体に相談する際の様式は、自治体の負担軽減と透明性確保の観点が見えと理解。様式の潜脱防止は難しいが、最初から性悪説に立って実体的な部分まで踏み込んで規定する必要はないため、今回の案には賛成。
- ・ 自治体意見の法的効果について、①自治体意見は行政指導に過ぎず法的拘束力を持たない、②FIT 認定に際する不利益な考慮要素であることを前提に、認定・不認定を決定する、③法的な説明会要件を満たしていないため不認定事由になる、という3パターンが考えられる。このうちどれか。関連して、事業者が自治体意見を争いたい場合、自治体意見そのものに対して争うのか、不認定の取消訴訟の中で自治体意見について争うのか。直ちに答えが出ないと思うが、検討する必要あり。
- ・ 説明会等の趣旨・目的について、内容に大いに賛成だがスローガンに終わらないよう。コミュニケーションの手段として説明会開催や書面での質疑応答を例示としてガイドラインに示すなどの対策が考えられる。
- ・ 再エネ海域利用法適用事業について、「必要な利害関係者との調整が行われていること」が根拠として示されているが、協議会は地域住民に対する説明会とは性質が異なる。協議会において適切な範囲・議事で地域住民に説明がなされる仕組みを検討する必要はないか。
- ・ 説明事項の要件等は、事業者等にしっかり認識してもらうため、要点をまとめたチラシを作っても良いのでは。
- ・ 「周辺地域の住民」の定量基準は今後の状況に鑑みてチューニングしていくのが良い。
- ・ 複数のタイミングで説明会を求める場合は、新たに伝えるべき情報があるから再度開催が必要となる、という趣旨と理解。事業者に過度な負担がないよう。
- ・ 所有者に向けた説明会の開催情報周知に際して、エネ庁サイトを活用することは賛成。注意点としては、①説明会開催までにしっかり期間を設けて公表、②エネ庁サイトで一括公示するという旨そのものの周知を徹底すること。
- ・ 「周辺地域の住民」の範囲決定において自治体への意見を踏まえる点は、条例との整合性や地域実情との整合性を担保する点で賛成。自治体意見の法的性質は整理が必要。
- ・ 説明会のスケジュール等については分かりやすく整理をしてほしい。
- ・ 関係法令における説明会等が再エネ特措法で求める要件を満たしていない場合は、別途再エネ特措法に基づく説明会を求めていくものと理解。温対法の促進区域はワンストップを促進しているのだから、温対法における事業認定においても、協議会がFITの説明会要件を満たすものになるよう、環境省と協力して準備し、自治体にも周知してもらいたい。
- ・ 再エネ海域利用法適用事業における協議会では、現状、必ずしも再エネ特措法の説明会要件に係る説明が求められているものではないと思われる。もしそうなら、再エネ海域利用法の協議会においても再エネ特措法上の説明会要件が満たされるような説明がなされるよう、調整を。関連して、再エネ海域利用法では国交

大臣の許可が必要になる場合もあるが、その許可を得るうえで求められる手続きとの関係も検討を。

- ・ 既認定案件の取扱いについて、現行のガイドラインでも計画策定の初期段階から地域住民への配慮が努力義務として定められているが、新規認定と同じように説明会の徹底を求めていく方法についても検討してほしい。
- ・ 事業規律強化は事業者のモチベーション低下につながりかねない側面もある。しかし、再エネ事業開始後に地域とトラブルに発展するよりは事前に事業規律を強化しておく方が良いので、事務局案に賛成する。
- ・ 事業者の行動としては説明会の開催が不要となる場合（屋根設置等）へ誘導されていくだろうが、再エネ政策全体からすると地域と共生した地上設置太陽光を増やす方策も検討していくことが必要。また、FIT/FIPに頼らない事業形態へと誘導される可能性もあり、これらについてどう考えるのか、検討することも必要。
- ・ 温対法の適用事業について、まだ事例が少ないが、今後の事例も見ながら、環境省と協力して、説明会に限らず事業者のインセンティブになりそうな方策があれば検討してほしい。
- ・ 事業継続という観点で、事業を継承した事業者の過度な負担にならないよう論点を整理していったほしい。
- ・ 事業者による「誠実な回答」について、曖昧さが残るのでは。事業者にとっても住民にとっても分かりやすいので、ガイドライン等で例を示すことも検討してほしい。

<事務局>

- ・ 自治体意見の法的性質について、個別事業の認定自体は経済産業大臣が事業認定において周辺住民の範囲を確定させることになる。自治体意見は認定の際の考慮要素という位置づけが適切だというのが現時点での事務局意見。不服の争いになった場合は認定の取消しという文脈の中での対応が基本となるだろう。法的性格については、できる部分は明確化していきたい。
- ・ 説明会の好事例等は今後、業界での横展開も含め示す・検討していく。
- ・ 温対法との関係では、促進区域を増やしていく中で説明会の位置づけや地域活用要件についても、再エネ特措法上の仕組みとの連携については環境省とも協力していく。
- ・ 再エネ海域利用法との関係では、促進区域ごとの公募占用指針を策定する中で地域との共生も規定されている。再エネ特措法上の説明会要件との連携については、今後検討。
- ・ 「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方」については、情報発信・広報を分かりやすく行うよう努めていく。
- ・ 「周辺地域の住民」の範囲の定量基準は、今後事例を積み上げていく中で適時の見直しは行っていく。
- ・ 説明会の開催案内は十分な期間において周知すべきとの指摘があったが、2週間前を1つのルールにしていきたい。
- ・ 説明会議事の例示等について、示すことにより形骸化する可能性もあるので慎重に検討を進めていく。

- ・ 資源エネルギー庁のサイト活用は、システム改修の都合で段階的になるかもしれないが、説明会の情報プラットフォームとして整備できるよう検討していく。既認定への対応について、大幅な計画の見直しや事業譲渡時の説明会においても今後要件を検討していくことになると思うが、こうした場合にも資源エネルギー庁サイトを活用できるようにしていきたい。
- ・ 事業規律強化が再エネ開発意欲の低下につながる可能性はあるが、説明会等へしっかり取り組むことが地域における再エネ拡大の前提条件になっているため、事業規律の強化によってこうした前提条件を担保し、再エネ拡大を追求していく。
- ・ 事業者による「誠実な回答」を曖昧にしないため、書面の徹底を通じて誠実性を担保しつつ、ガイドラインで事例を示すことも検討していきたい。

論点２：資料１のうち（２）～（４）

- ・ 論点（２）について、認定事業者の委託先に対する委託の典型的な事例における望ましい報告のあり方を示すことで、実質的なところが担保されるようにガイドラインで整理してもらいたい。
- ・ 論点（４）について、一括支払いの積立金を振り込んだ後に変更認定を認めるのか、あるいは事後的に支払いを確認して変更認定を取り消すのか。
- ・ 論点（４）について、外部積立ての金額は数十万～数百万円程度にもなる場合があるため、パブリックコメントを経て意見集約の上で最終決定してほしい。

オブザーバーからの主な意見は以下のとおり。

- ・ 論点（３）について、FIT 電気の買取義務者から認定事業者に支払う買取費用の確実な回収を担保してほしい。また、買取義務者の負担への配慮を行うよう、関係者の意見も聞きつつ丁寧に整理いただきたい。

<事務局>

- ・ 論点（４）について、一括支払いの積立金が電力広域的運営推進機関へ振り込まれたことが確認された後に変更認定する流れを想定。
- ・ 投資の規模と一括支払いの積立金の金額は比例する。パブリックコメントの結果も受け止めながら積立て方法はしっかり検討していく。
- ・ 交付金の一時停止の手続きがスムーズとなるよう、制度を構築し、買取義務者の過度な負担とならないよう、検討をしていく。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365